

専門家による「よろず相談」終了のお知らせ

東日本大震災による被災者の生活再建等事業として、広野町と日本司法支援センター（法テラス）の協定により、「法テラスふたば」におきまして、司法書士、税理士など専門家による「よろず相談」を実施してまいりましたが、令和4年3月末をもちまして終了いたします。

弁護士、司法書士による無料法律相談（民事・家事・行政に関すること）については、従来どおり法テラスふたばで実施しております。

なお、無料法律相談ご利用の方には、予約や受付時に収入・資産等の基準を満たしているか口頭で確認させていただきます。詳しくは法テラスふたばにお問合せください。

< 民事法律扶助制度のご案内 >

経済的に余裕のない方を対象に無料法律相談（同一問題で3回まで）や弁護士・司法書士費用等を立替える制度です。

無料
法律相談

弁護士・
司法書士費用
等の立替え

民事法律扶助利用の条件

1 資力が一定額以下であること（A、Bいずれの基準も満たす必要があります）

夫婦間の紛争の場合を除き、利用者本人だけでなく原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。

医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

基準
A

収入等が一定額以下であること

一般法律相談援助の場合

月収（賞与を含む手取り年収の1/12）の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

※（）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。※5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算されます。※医療費・教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の原簿額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

基準
B

保有資産が一定額以下であること

一般法律相談援助の場合

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

代理援助・書類作成援助の場合

不動産（自宅や保争物件を除く）、有価証券などの資産を保有する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

2 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含まれます。

3 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

【法テラスホームページ掲載箇所】

法テラスHP » 法テラスについて » 目的と業務 » 民事法律扶助業務

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/index.html

お問い合わせ先

よろず相談に関すること

広野町役場産業振興課

電話 0240-27-4163

無料法律相談に関すること

法テラスふたば

電話 0570-078376